

離婚届

令和 年 月 日届出

広島県安芸郡府中町長 殿

消せるボールペンで書かないでください。

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	広島県安芸郡府中町長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票 住基係 9条2項	通 知

(1) 氏名	夫 府中 太郎	妻 府中 花子
生年月日	昭和 50年 5月 5日	昭和 50年 1月 1日
住所	広島県安芸郡府中町 大通三丁目5番1号	左に同じ
本籍	広島県安芸郡府中町大通三丁目5番地	広島県安芸郡府中町桃山一丁目12番地
父母及び養父母の氏名	夫の父 府中二郎 母 春子	妻の父 安芸三郎 母 夏子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	夫 府中 太郎	妻 府中 花子
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 府中つばき	妻が親権を行う子
同居の期間	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 16年 12月から	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月まで
別居する前の住所	別居したとき	番地 号
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年4月1日から翌年3月31日までに届出するときだけ書いてください)</small>	
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 府中太郎 印	妻 府中花子 印
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
	夫 昭・平・令 年 月 日	夫 012 (345) 6789
	妻 昭・平・令 年 月 日	妻 987 (654) 3210

記入の注意

鉛筆や消せるボールペン等消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届書は、1通でさしつかえありません。
 この届書の本籍地でない役場に出すときは、**戸籍謄本**または**戸籍全部事項証明書**を、あらかじめ用意してください。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です。)	
署 名 (※押印は任意)	府中二郎 印 安芸三郎 印
生 年 月 日	大正 昭和 平成 25年 1月 1日 大正 昭和 平成 20年 1月 1日
住 所	広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号 広島県安芸郡府中町桃山一丁目12番11号
本 籍	広島県安芸郡府中町大通三丁目100番地 1 広島県安芸郡府中町桃山一丁目12番地 12番

- ◎証人は成人が2人必要です。
- ◎同じ氏でも別々の印鑑を押してください。
- には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- ・今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
- ・同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうちの早いほうを書いてください。
- ・届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 面会交流について取決めをしている。 (面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。)
 - まだ決めていない。
- ・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 養育費の分担について取決めをしている。 (養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。)
 - まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口に配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載されています。

法務省 離婚 法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎署名は必ず本人が自署してください。
 ◎印は各自別々の印を押してください。
 ◎届出人の印をご持参ください。

使 者	住所	氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日
-----	----	----	------	---	-------

令和 年 月 日	午前 午後	分 受 領
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	()
不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不	
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	()
不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不	
使 者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	()
送付 領	年 月 日	
確認	通知	